

は、同じ総額であるが、「御表」と「御郡土蔵」分ではなく、六郡で割り当てられてあつた。藩側のこの施策は最初の見込みは六郡の徳人たちのみに頼ろうとして行われた模様だが、結局は藩庫と郡土蔵の出銀で可能になつたとも言えるが、藩側の意気込みは伝わる。

元来、郡土蔵の役割の一つには「右米銀ハ各郡亡^レ村農作ニ差支ノ貧民ヘ附与、又ハ貸附等に支払、或ハ凶年手当ニ宛シモノナリト云フ」（「旧租要略」（二）「県資」第九輯七〇二ページ）といった大きな側面がある。それも限界にきていることを示しているにほかならない。そのうえで、この施策を講じて農村の立て直しを図ろうとしたものと言えよう。

七 天保期の政策

（一）農村政策

郷村改め 天保三年（一八三二）三月、幕府の命令に基づいて、郷村改めが触れ出された。一郡一帳にして差し出すよう命令された。その時のものとして、次に示す第43表は小倉藩内全体を集録したものとして残存しているが、その信憑性は現在のところ疑問が多い。これについて、田川郡の大庄屋が五万四二一五九石三斗五升五勺と書き出している（六角家文書・添田中村家文書—七隈史料叢書六「小倉藩田川郡添田手永大庄屋記録集」）。この表と比較すると一六一〇石余も少ない。このことから、疑問は次の二つの点が考

えられよう。一つは郷村帳に筆者とされる依田某の典拠としたものが何に拠つたかということ、いま一つは書き上げた大庄屋の書き上げた数字はどんな数字なのかということである。前者については、数字を通覧する限りでは、延享二年（一七四六）「巡見上使御尋之節申上様の次第」や寛政元年（一七八九）之巡見使への答申書と同じことが参考になる。後者については、企救郡津田手永大庄屋の中村平左衛門の日記に、「郷村改書出の義、本田・新地共ニ荒高ニて候（中略）尤村名ハ已前書上の振合ニて此度も差出候様ニとの事也、手永抔ハ長野村・津田・田原・曾根・朽網・貫六ヶ村也、上・中・下・東・西等ハ分リ不申候（下略）」（『中村平左衛門日記』第五卷、天保三年三月八日の条）とあって、「荒高」で書き出したことと、村名については以前のままで出しあたので、例えば上曾根とか下貫村とかの現在の村については分るようになつていはないということである。幕府の命令によつて書き出したのであつたため、以前の郷村改めとはあまり相違ないようになされた要素の強いものになつていて、実態を表していないう�思われる。

年貢その他の改善
天保六年（一八三五）郡代の山田平右衛門が新田藩の家老職に転任した後に、原源太左衛門が郡代に就任（期間は天保十年まで）して、次のような政策を打

第43表 天保三年の郷村改帳

郡名	高	古改高	寛文四年新田	貞享元年新田	貞享元年以降新田
企 救	48,832.5	9,551.7	7,231.9	0.0	66.7
田 川	56,879.1	10,396.8	5,881.7	675.5	352.4
京 都	34,271.4	9,193.7	2,569.1	411.5	154.2
仲 津	40,773.5	8,560.0	3,453.7	850.4	266.9
築 城	22,844.1	5,174.3	1,546.8	444.0	122.1
上 毛	20,849.3	5,994.4	940.6	890.0	140.9
史料合計	224,449.9	48,870.6	21,623.9	3,271.4	1,103.2
合 計	224,449.9	48,870.9	21,623.8	3,271.4	1,103.2

（吉田美智子「小倉藩郷村帳」小倉郷土会館『記録』第16冊

米津三郎「小倉藩天保三年郷村帳について」『地方史ふくおか』第67号）

ち出した（六角家文書）。①水帳の改正（実は水帳の点検）、②年貢その他の取り立てを名寄帳に基づいて行う、③歩掛米取り立てはやめる、④糠藁・薪札・鶏卵などの運上は定式納化し、銀五貫目替えの米納とする、⑤差上米は定式額にて上納のこと、⑥出米の値段相場は当年から中止する、⑦郡中では村・手永・郡単位での拝借（藩からの借財）がかさんでいるので、当年から天保十年までの五カ年間は据え置く。

以上のような施策を発表している。しかし、詳細は不詳である。年貢その他の取り立てはほんのささいな変更であつても、農民に大きな変化をもたらすものであつたに違いない。差上米の定納化にしても不作の年には今まで軽減があつたし、また、歩掛米にいたっては藩の郡土蔵に納められたがその多くの運用は大庄屋に委ねられて、無尽や郡・手永の融通に用いられて農民の再生産の保障になくてはならなかつたものであつた。強いてこの施策を実行しようとしたのは後述するように、郡代を中心として繰り広げられる藩の国産政策の一環として出されたものであるといえる。特に、糠藁・鶏卵などの運上銀を藩札や錢で徴収していたものを米で上納させて換金しようと意図したものである。出米相場の通達の廃止はそういう意味で解釈が成り立つ。

山鑑 改正

天保二年（一八三二）二月、山鑑改正が触れ出された。山鑑は藩内の山林に関する基本台帳である。山林の広さや所有形態を記録している。山林は小笠原氏入国時は上り山（藩有林）・定請山・当請山・仕立山の区別は無かつた。すべては上り山（藩有林）であったのである。元禄十五年（一七〇二）に宿久善右衛門郡代が山林法を設けた。上り山・定請山以下の山林の区別を設けて、反別の調査をして、運上銀制度も定めた。この運上銀制度は、薪札を発行して百姓の利用の便を図った。これは、四

世行札五枚ずつを発行した。この薪札銀札は領内全体で銀五貫八〇六匁余である。仲津郡は五〇三匁（領内全体の九・五セント）である。

第5編 近世

また、山林の種類は上り山（藩有林）と仕立山（民有林）の二つである。その他に請山があつた。請山とは藩有林の下草伐採などの利用を許されたものであり、いずれも使用料として運上銀を納めた。

この年の山鑑改正是、帳面と実態の点検を中心に進められ、九月には新規に仕立山を願い出たものは一反に付き銀五〇目の運上を納めるよう、山奉行が沙汰した。これは、十一月には五ヵ年賦上納になつたが、上納出来ない場合には藩有林とするとの強硬な触れになつた。これは、当然、山鑑帳の作成が従来と変わつてくるので、企救郡では大庄屋たちは当惑し種々協議したが、相互に意見の調整がつかなかつた。結局郡方役人が調停に入つて、運上銀を二〇カ年賦上納とする、そして一応郡土蔵から貸し出すことで解決した。こうして、無事に山鑑の改正是完成した。企救郡では大庄屋層には仕立山返上を含む強硬意見もあつて、山奉行と真っ向から対立する者さえあつた。管轄の異なる郡方役人の辯によつて解決した事業となつたのである。

(二) 国産政策の展開

文政の国産仕組

文政十年（一八二七）十月、藩ははじめて本格的に商品流通からの収益をめざして国産政策を開始した。田川郡において始めた模様である。同郡内の産物を産物会所に集めて小倉・下関・大坂、さらに諸国へ販売するという内容である。対象となつた産物は、生蠣・鶏卵・楮・葛・蜜・半夏・蕨せん・胡麻・辛子・荏子・山薬・茯苓・竹皮などであつた。会所の引受方に香月七郎右衛門を命じ、同郡の大庄屋たちが産物支配方を任命された（田川郡郷土研究会編『津野』、「六角家文書」）。この仕法は、国産会所が藩札で産物を買い上げて大坂で販売しようとして、他所売りと販売価格を統制しようとした。多くの藩で実施された専売制度は、究極的には産物の買い占めによる流通過程からの利潤の獲得に目的があつた。ところがこの仕法は産物の買い占めを意図していない、むしろ「大坂での銀繰りを可能にする目的」（野口喜久雄「小倉藩における国産政策と御仕入板場」『近世九州産業史の研究』所収）で始められた。つまり、少しでも藩財政の資金繰りが容易になればというものであつた。

この仕組みで中心的に取り扱われた商品は生蠣と鶏卵であつた。特に生蠣は銀高のほとんどを占めた。ところが、この仕法の欠点は藩札の値打ちに左右されていたことにあつた。藩札の下落は、藩札の新規発行（後述）を余儀なくさせたが、それでもなおこの仕法は持続出来ず失敗した。

天保四年の国産方仕法 天保四年（一八三三）八月、藩から領内で五～六万石規模の買米を試みないと大庄屋に伝えられた。買米については、文政五年（一八二二）、「御買米の義、地方へ引受候様にとの御趣

買米の世話役を村役が引き受け、米値段の相場・世話料について上申したとあって、既に実行されていたこと分かる。

この天保四年の五・六万石の買米が成功したかどうかは不明である。同月十九日には、郡方役所の杉尾貞蔵が「国産方」を拝命している。ところが、十一月十八日に突然「此節世情物騒ニ付御止メ」と中止している。翌天保五年五月、国産方役所が発足した。そして十二月には田川郡惣・上野両手永の大庄屋を「郡中吟味役国産方引請」とし、天保六年一月には田川郡の在方町の商人たちを「国産締り方御用掛」に任命した。そして、小倉城下町商人の住吉屋音右衛門と伊崎屋善次郎を「国産御用掛」にした。特に伊崎屋には両替所も命じた。この国産政策は、小倉城下町商人を通じて、農民の余剰米を集荷し（買米政策）、その他の産物を出来るだけ大坂に送ろうとしたものであった。この仕法の成果は上がったとみえ、郡代の原源太左衛門が「国産方ニテ御出精有之、御益も相立」という理由で三〇石増加、同じく田川郡筋奉行の小出段藏も三〇石増加された。

そしてこの買米政策は、天保七年（一八三六）三月には「買米仕法」として整備された。その内容は、①国産方米切手を発行する、②米切手による年貢上納は勝手次第、③六郡の散米（農民の余剰米）その他の産物の銀値相当の分を申し出次第に新札を渡す、④企救郡の田野浦、上毛郡の宇島の二カ所に、産物買集所を建てる、などである。藩側の国産方の役人は、本締め役に原源太左衛門、そして末松半右衛門、杉尾貞蔵・平緒権平・藤田友助・宮下由右衛門などである。しかしこの政策も藩札の値打ちに左右されていた。後述する

ようには、当時の平野屋札も貨幣価値の下落の危機を迎えていて、天保五年に低下防止を図った。天保七年には、下落を防ぐことは困難になつて、藩は新しい藩札を発行して平野屋札との交換を命じた。こうして、平野屋札を通じての国産政策は行き詰まつた。十一月には本締め役の矢野五郎次郎が罷免され、後任に平林茂兵衛・大池丹吾がなり、勘定奉行には伊藤半右衛門となるなどの人事異動が行われた。

郡中米穀ならびに諸 産物生蠟方会所仕法

國產方役所仕法の失敗は、大坂での資金繰りを困難にしたものと思われ、新しく發行した藩札もまた兌換だかんがうまくいかなかつた。天保九年（一八三八）八月には、藩財政も窮乏して、藩主の支出を含む諸役所の經營支出を節減しようと図つた。そして三度目の産物統制の政策を展開した。天保十年、生蠟会所を設け、喜久田丈助・富久又作の兩人を郡中生蠟方に任命した。翌十一年の十一月には仲津郡大橋村の在郷商人柏木勘七を江戸廻生蠟御会所御用掛とした。

この産物統制については天保十年八月に郡代の原源太左衛門から、次のように通達があつた。

①御郡中の米穀ならびに諸産物は残らず、田野浦へ積み送り、毎月六日を商売の日と定め、問屋と相対取引をすること、②荷主が申し合わせて取引することで相場も立つ、③問屋口銭などを一五%引き下げることによつて荷主の利益がもたらされる、④値段が引き合わないときは、各自で大坂に送つてもよい、⑤為替銀を希望する者には代金高の七〇七〇割ぱくを貸し渡す、以上の内容であつた。

前回の仕法よりも緩やかであるが、生蠟方仕法については、不承知の者があつて、農民・商人たちからは不評を買つていた。そこで、藩は十一月に、京都郡行事村の豪商玉江彦右衛門（鉢屋）と上毛郡八屋の豪商万屋助九郎を諸産物田野浦引請世話方とし、大庄屋中を同御用掛に任じて、集荷促進を図つた。今までの国

産方仕法の失敗はほとんど藩札の下落にあつた。そのため、天保十一年五月に両替準備金一万六〇〇〇両を領内の豪商・豪農から調達して備えた。その上で、領中の金銀錢の使用を厳しく取り締まつた。こうして、会所仕法の再編を通達した。

一、領中の産物は何品に限らず、散穀（余剩米）などはもちろん一切を会所に持ち寄ること。

一、荷物は会所へ持ち出した時の相場で取引する。

一、荷主に前貸しはしない。すべて現物取引とする。

一、値段は売り仕切りから諸経費を差し引いて支払う。

一、為替銀借用（代金の内払い）は相場の八割で為替をもつてし、決済までは利子をつける。

一、取引はすべて銀札（藩札）で行う。

一、以前から取引している問屋から前貸しを受けている者については代わつて当方より前貸しをする。

一、企救郡の産物会所は、小倉室町一丁目に置き、受け持ちは玉江義平（飴屋支配人）と万屋助九郎とする。

一、田川郡・京都郡・仲津郡の産物会所は玉江義平とする。

一、築城郡・上毛郡の産物会所は万屋助九郎とする。

このよくな会所がどの程度機能したかはよく分からぬが、あまり効果は無かつたようである。藩側としては、飴屋・万屋の蓄財をあてにしたやり方と理解した方がよさそうである。案の定、藩札は翌十二年の冬には下落し、ついに十三年暮れには底値になつて、「御国札両替無之」となつた。そして、天保十四年、大庄屋たちが藩の諮問にこたえて、いましばらく年延べするように申し入れたことで、藩は翌弘化二年（一八

四五) から二カ年の中止を決断した。七月には諸品の売買は勝手次第（自由売買）と通達した。

(二) 藩札の発行

平野屋札の発行 小倉藩の藩札の発行は、延宝六年（一六七八）が初めてである。その後、幕府の禁令によつて途絶えたが、享保十五年（一七三〇）の藩札解禁令によつて再発行され、以後幕末まで続いた。

藩札は、文政初年（一八一八）段階では、一匁＝銭六〇文の交換相場であつたものが、天保二年（一八三二）には一八文にまで下落していた。翌三年には一五文にまで下がつた時点で、藩は大坂の平野屋五兵衛（小倉藩の御用達・銀主）の出資を仰いで新藩札を発行した。これを「平野屋札」という。古い藩札が銭一六文の相場に比べ、銭一〇〇文の通用と触れ出された。この平野屋札と正銀貨との両替は、小倉京町一丁目に置かれた平野屋の出店ですることが出来た。しかし、旧藩札は下落したままであつたので領民にとつては藩札の下落に対する根本的な解決にはならなかつた。この旧藩札の通用も、天保五年三月限りであつた。

平野屋札の信用も、天保四年より同五年にかけて、八四、五文に下落した。これは、両替限度額が一〇〇〇貫目であったことによつていた。そこで、同年五月には限度額を超えて応じることにしたため、交換相場は当初の一〇〇文に回復した。ところが、天保七年になつて突然、通用停止が触れ出された。この事情ははつきりしないが、平野屋から銀主打ち切りの申し入れによつたものであろう。

天保の新藩札 そこで、藩は新規に「国札」を用意した。天保八年（一八三七）五月、国産方御用掛商人に国札の両替金の引き受けを依頼した。この要請には、次の商人たちが応じた（第44表参照）。

出資した商人は、飴屋を除いてほとんどが小倉城下町商人である。さらに、同年十一月になり、この両替金の増資を求められた。この増資には前期の商人のほかに、城下町商人の米屋喜兵衛と宇島の万屋助右衛門・助九郎父子が加わった。

藩は出資者に対して、抵当として米切手を渡した。つまり、藩は天保九年の年貢米を抵当として、出金させたのであり、出資者はこの米切手をもつて諸方に借銀をして決済しようとした。このようにして、調べられた両替準備金により、国札が通用・流通した。この両替準備金によつた藩札も、やがて両替金の不足により困難になつた。

天保十一年一月、郡代原源太左衛門は六郡の大庄屋と飴屋・万屋に「国札両替御用」を命じた。ここに、三度両替準備金の増資が図られた。

当時の藩札の流通高は四〇〇〇貫目であつた。次の場合で、この準備金は調べられた。準備金を四等分して、藩、城下町商人、六郡大庄屋、飴屋・万屋が負担するよう命じた。この要請に対し、六郡大庄屋は

第44表 天保の新「国札」出金

単位：両

商 人 名	金 額
中 津 屋 善 六	2,050
飴 屋 彦 右 衛 門	1,150
住 吉 屋 音 右 衛 門	1,180
米 屋 利 右 衛 門	2,050
伊 崎 屋 善 次 郎	1,560
綿 広 島 屋 茂 兵	1,400
芳 野 屋 甚 助 助	1,170
米 屋 甚 六	2,100
合	550
	計 13,210

（永尾正剛「小倉藩の貨幣事情—藩札と私札—」
『北九州市立歴史博物館 研究紀要2 別冊
(1994年3月)』）

次の献策を藩に對して行つた。

一、各郡に両替所を設け、郡方で必要な分は大庄屋の責任で両替する。小倉両替所に持ち出さない。
一、その代わり、穀類・諸産物の「旅売」を許可してもらいたい。

この二点を基本にして、さらに飴屋・万屋の一ヶ月の両替額を三〇〇貫目にして欲しいと要望した。これに対しても藩は、大庄屋の要望を拒否して、出金の名目を変更した。両替準備金ではなく、「御用借の先納金」に変更し、総額も二万五〇〇〇両となつた。この内訳は、飴屋に六〇〇〇両、万屋に七〇〇〇両、六郡には一万二〇〇〇両であつた。各郡の分担は、企救郡二四〇〇両・田川郡三二四〇両・京都郡一七四〇両・仲津郡二三二〇両・築城郡一三六八両・上毛郡一〇三三二両であつた。そして、上納後の返済は、秋の年貢収納分のうちから月一步の利足を加えて元利返済することになつた。

同年五月に至つて、今度は「両替本御差支」という理由で、六郡大庄屋に六〇〇〇両の借り入れの申し入れがあつた。そこで大庄屋たちは、両替本の米屋喜兵衛から事情を聞き、六郡で三〇〇〇両を調達することにした。しかし、この大庄屋たちの申し入れは、藩の受け入れるところとならなかつた。このため大庄屋たちは、飴屋・万屋および柏木勘七・米屋喜兵衛らと協議した。この結果、飴屋・万屋両商人を両替本とし、城下町商人を除外するよう求め、さらに、藩札出高を三万二〇〇〇両と見積もつた上でその負担方法を示して藩側と交渉した。しかし、藩側とは容易に折り合いがつかず、最終的には藩側が提出した妥協案を大庄屋側が受け入れて決着した。

町方 六四〇〇両

郡方	九六〇〇両
内	六〇〇〇両 六郡
一五〇〇両	玉江（飴屋）彦右衛門
一五〇〇両	万屋助九郎

三〇〇両	新屋庄藏
三〇〇両	柏屋勘七

このようになり、藩の最初の主張どおり町方が四〇%、郡方は六〇%の割り振りとなつたが、六郡の負担は軽減した。軽減分は在町の豪商が負担することになつたのである。さらに、新屋・柏屋が加わることで、飴屋・万屋の負担も軽減されたのである。その後、六月になって、仲津郡錦原本陣（現京都郡豊津町）に、郡方・町方の両替掛が參集して会合をもつて次の取り決めをし藩側に要求した。

一、二万二〇〇両分以外の国札は封印して両替掛に預けて欲しい。

一、両替日は毎月三斎とする。

一、諸経費として三〇貫目余を下げ渡して欲しい。

一、米穀・諸産物の積み出しは「地方取り計らい」とする。

こうして、産物の一手掌握をすることによって両替本銀の確保を図ろうとした。大庄屋たちも両替御用が仰せつけられた。また、この時の大庄屋たちの反応の中には、城下町商人に対する反発があつた。その一方で飴屋・万屋たち在郷商人には協力的であつた。

九月になつて、藩は年貢収納業務を筋奉行と代官で執り行つように出された。つまり、御蔵番・郡付・六郡回役などの諸役人の出役を中止した。そして、両役の指示で、手永手代と子供役、さらには村役人が年貢収納の業務の中心的な役割を命じられた。

以上の趣旨にしたがつて、領内の諸産物および散米の売買は玉江義平（飴屋の支配人）・万屋助九郎が担当することになつて、産物会所を開設した（前項の郡中米穀ならび諸産物生蠣方会所仕法を参照）。しかし、十一月には大庄屋に命じていた大庄屋の出銀・両替御用を召し上げて、藩の方で両替を行うようにした。

御用借・御用金の要請 この時代、藩や幕府などに差し出した金銀は返金されることがないとの理解をもとに「**御用借**・**御用金**」として扱われている。ところが、そうではない。返金されるものもあれば、されないものもある。つまり、次のように区別されているのである。一つは、御用銀といわれるもの、次に御用借といわれるもの、そして純然たる献上金があるのである。御用銀は幕府が藩へ課したもので、それを藩が農民から取り立てることを原則としたもので、次第に一般農民からの上納で賄えなくなつて、富裕な農民や商人から上納を期待した。したがつて、当然上納を命じられたものであるから、返金はない。次の御用借はあくまで藩の負債であつて、元利返済を前提にして領民に上納させた。

小倉藩にみられる御用金・御用借を第45表にした。この表から、分かることは、天保年間（一八三〇—四四）に集中していることである。ついで、幕府から小倉藩に課せられた「お手伝い」の費目が分かることである。お手伝いは公的な役目であつたので、領内に夫役（現夫役ではなく代銀・金納）として課すことが出来た。そこで、この時期における重要な御用銀・御用借を摘出して述べたい。

第45表 御用金・御用借一覧表

年代	西暦	種別	金額	名目	出典
元和 9	1623	御手伝	不詳	二条城石垣普請(忠真)	『福岡県史』近世史料編・御當家末書(下)298頁
寛永 6	1629		不詳	江戸城三ノ丸堀石垣普請(忠真)	同上
寛永13	1636		不詳	江戸城二ノ丸石垣普請(忠真)	同上
宝永 5	1708		不詳	相州酒匂川浚え(忠雄)	同上
正徳 3	1713		不詳	紅葉山普請手伝	同上
宝曆 4	1754		不詳	東叡山仁王門御普請手伝	同上
天明 7	1787	御用借銀	165貫	損耗二付、藩の当用差し支えのため	『農津藩歴史と風土』第1輯138~139頁
寛政 8	1796		300貫	江戸城西丸手伝	友石文書「明治廿三年福岡縣財政誌編纂雜留」長井手永大庄屋文書『御當家末書』下巻
文化 3	1806	総高不詳		幕府下命の御手伝(川浚御普請)	長井手永大庄屋文書
文化 8	1811			(通信使接待)	『中村平左衛門日記』
文化14	1817			同	同上
文政11	1828	御用銀 御用借	300貫	鶴ヶ岡八幡宮造営	同上
文政11	1828		800貫	鶴ヶ岡八幡宮造営	同上
天保 1	1830		50貫	藩財政・調達講	同上
天保 3	1832	総高不詳		若殿様初入部の献金	同上
天保 6	1835		5000両	殿様、溜間詰め昇進祝儀	『北九州の歴史』、『田市史』上巻
天保 7	1836	御用借	3万両	江戸表御定用金の資金難※	『中村平左衛門日記』、角家文書
天保 8	1837	同	1万3000両	小倉城天守閣など焼失につき再建費	『田川市史』、上巻、長井手永大庄屋文書『御用日記』
天保 8	1837	先納銀	1400貫目	同上	同上
天保 9	1838	御用借	2万2500両	江戸城西の丸焼失普請の御手伝	『中村平左衛門日記』、井手永大庄屋文書『御用記』
天保10	1839		5000両	藩主忠固の少将昇進の祝儀	『中村平左衛門日記』、『田川市史』上巻
天保11	1840	御用借	2万5000両	両替準備金としての先納金	『中村平左衛門日記』、角文書、友枝文書
天保11	1840		1万6000両	両替本金不足の調達	『中村平左衛門日記』、角文書、友枝文書
天保14	1843		3万両	幕命による日光御用と若殿様帰国祝儀	六角文書
弘化 1	1844		3万両	江戸城本丸焼失につき再建の御手伝	『中村平左衛門日記』、角文書
嘉永 6	1853		銀320貫目	小倉城西ノ丸普請	『田川市史』上巻
嘉永 6	1853		3000両	異国船警備金	『田川市史』上巻、永井手永大庄屋文書『御用日記』、六角文書
安政 2	1855	総高不詳		江戸表屋敷の普請	『田川市史』上巻
文久 2	1862	御用借	2万両	社倉金積立(御撫育金積立)	『田川市史』上巻、友枝文書

① 御用銀

文政十一年（一八二八）は一度の台風で北部九州は大きな被害を出したが、幕府からは柳川・福山・古河・丸亀・津和野の各藩と小倉藩に、相模国鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮の修理・造営を命じられた。各藩に命じられた総費用は六万両で、小倉藩の負担は二万両であった。

小倉藩はこの造営御手伝い金を、御用銀・御用借の二通りの方法で領民から調達しようとした。本来的には、幕府の命令であったから御用銀として調達してもよかつたが、調達できない事情が存在したのであろう、御用借が併用されている。理由は、藩財政の手詰まり、すなわち京都・大阪・江戸の銀主からの借り入れ困難ということになっている。

翌十二年の二月、次のような申し渡しがあった。御用銀が銀三〇〇貫目（郡方二〇〇貫目・町方一〇〇貫目）、御用借が銀八〇〇貫目（郡方五〇〇貫目・町方三〇〇貫目）の合計銀高一一〇〇貫目であった。両者合計して六三・六セントが郡方の割り当てで、「町方」は小倉城下町、主として商人に出金を求めているのである。これに対して、企救郡の大庄屋たちは、去年の大風水害の被害のため郡中一統が難渋しているので、年延べを申し出たが聞き入れられなかつた。やむなく御用銀だけを調達することとし、御用借の方は延期を願つた。しかし、藩側は御用借についても割り付けを申し付け強行した（第23図の⑦）。

天保九年（一八三八）の場合には、江戸城西の丸が焼失し、諸大名に御手伝い普請が課せられた。小倉藩の割り当ては二万二五〇〇両の御用金であった。これを領内に第23図の①にあるように割り付けた。本来これは「御用銀」で済ませることの出来る費目にもかかわらず、「御用借」となつていて十カ年賦で利息一割

(⑦) 文政11年の御用金・御用借

第23図 主な御用金・御用借

御用銀 300貫目	町方	100貫目	39貫900目	企救郡	800貫目	町方	300貫目	99貫677匁	企救郡
	郡方	200貫目	54. 200	田川郡		郡方	500貫目	135. 524	田川郡
			30. 400	京都郡				75. 890	京都郡
			35. 600	仲津郡				89. 043	仲津郡
			23. 100	築城郡				57. 700	築城郡
			16. 800	上毛郡				42. 166	上毛郡

史料：「中村平左衛門日記」第4巻解題、「同日記」（北九州歴史博物館発行）

(⑦) 天保9年 江戸城西ノ丸御手伝い御用借

金 2万2,500両	町方	7,500両	御郡土藏
	郡方	3,000両	

12,000両

(⑦) 天保7年 江戸表御定用金御用借の割り当て

郡方 12,000両	2,400両	企救郡	金 3万両	1万両	5,000両	飴屋彥右衛門（京都郡行事村）
	3,240両	田川郡				
	1,740両	京都郡				
	2,220両	仲津郡				
	1,360両	築城郡				
1,032両	上毛郡					
			2万両	——	郡方	

史料：「中村平左衛門日記」第6巻

郡方
2万両

——

3,987両

——

企救郡

——

5,421両

——

田川郡

——

3,035両

——

京都郡

——

3,562両

——

仲津郡

——

3,208両

——

築城郡

——

1,687両

——

上毛郡

史料：「中村平左衛門日記」第6巻、六角家文書「御用日記」

で出金を促した。また、三〇〇〇両を郡土蔵が負担していることに違いがある。

② 御用借

⑦文政十三年（一八三〇、十二月に天保元年と改元）閏三月に、大阪の銀主（平野屋・高木五兵衛）の注文で藩の勝手向き（財政）の「御取続き」として、無尽方式で調達講（一口銀五貫目）に加入するよう申し渡された（「文政十三年寅御用日記」閏三月二十五日の条、長井手水大庄屋文書）。これなどは、いちおう無尽の形態をとつてゐるが、大阪などでの藩財政の「銀繰り」（資金繰り）の一種であるから、「御用借」と見なして取り上げた。すなわち、

企救郡	四口	田川郡	四口	京都郡	二口
仲津郡	二口	築城郡	三口	上毛郡	四口
飴屋	二口	郡土蔵	二口		
メ	二三〇				
メ					

の割り当てがなされた。「仲津郡は借財返済さえ、未だ容易ではないが、一口は郡中一統の割り付けなので断るわけにいかない。との一団は大橋の徳人に引き請けてもらう」（筋奉行大村藤兵衛）ことで、大庄屋たちの説得を図つてゐる。

①天保七年（一八三六）の場合は「この度大坂銀主平野屋要助から、御世帯向け繰り出御断り」（六角文書）の申し出があつて、銀繰りに差し支えているから、領内から調達したい旨が大庄屋に伝えられた。これは天保三年から「平野屋札」（藩札）の下落、天保四年の買米制度の失敗と関連したものと考えられる。そこで、

藩はこの急場を凌ぐため、江戸表御定用金という名目で三万両の借り入れを大庄屋たちに申し入れた（第23回の（ウ）参照）。一万両は京都郡行事村の館屋と上毛郡宇島の万屋が各五〇〇〇両ずつ割り当てられ、残り二万両が六郡の「高割り」で申し付けられた。この御用借は結局のところ「差上切りの場」となった。そして、この申し入れの直後、次のような触れ出しがあった。

一、金二〇〇両以上は代々帯刀三人扶持

一、金一〇〇両以上は帯刀御免、もとから帯刀を許可されているものは代々帯刀

一、金五〇両以上は苗字御免一人扶持

一、金三〇両以上は苗字・門松を許可

一、金二〇両以上は苗字・門松の内どちらか一つを許可

一、金一〇両以上は、上下御免

一、金五両以上は脇差御免

といった、士分・村役人が持っていた特権を付与することにして、出金を促した。

（五）このほかに、天保八年正月に小倉城内で火災が発生し、天守閣はじめ多くの建物が焼失した。このため六郡の大庄屋は「御城御普請御用掛」に任命され、さらに一万三〇〇〇両の献金を命じられた。

藩の慢性的な財政困難を側面から支えてきた御用借に対して、天保十二年（一八四二）に「今年ヨリ御改革ニ付、御用借類」はすべて五カ年据え置きを通達した。天保十五年（一八四四、十二月一日弘化と改元）江戸城が炎上し、その再建のお手伝いが命令された。幕府からの要請額は三万両であった。藩はこれについて、

年貢を一割増徴して切り抜けると大庄屋たちに申し入れた。そこで、六郡の大庄屋は出会して評議した結果、二万両だけ五年賦で上納したい旨を藩に申し入れた。しかし、貧窮民を免除する形で一割の年貢増徴が強行された模様である。

在郷商人の台頭

今までに登場する飴屋・万屋はどうしてこのように御用銀や御用借を負担できるようになつたのだろうか。彼らのように、城下町で商業活動をしてきた商人と違つて、郡方にあつて、その交通の要所で活動を開始して成長した商人たちを在郷商人という。

① 飴屋

飴屋は屋号どおり、宝永六年（一七〇九）から飴商売を始めたことに由来している。京都郡行事村（現行橋市）に本拠を構え、二代目以降彦右衛門を称した。本姓は玉江を名乗つた。初代・二代目については「孝義旌表録」（『県資』續第一輯六七四～六七五ページ）に詳しい。「初代彦右衛門は延宝七年（一六七九）生まれ壯年にいたり貧しけれど朝夕両親の食物にいたるまで大切にいたし、孝養類なかりし故」、二代藩主忠雄から褒賞された。二代目は、享保二年（一七一七）生まれ、親に孝行・質素な生活ぶりに筋奉行浦野弾蔵が米二五石を貸し付け、これをもとに彦右衛門は商売を始めたとある。同家編纂の「玉江系図」では、次のような事業



第24図 快哉楼よりみた飴屋本宅

第46表 餅屋の事業

(玉江東五郎「玉江系図」)

	年 代	西暦	事 業 ほ か
3代宗利	宝永 6	1709	餅屋商
	享保 10	1725	綿実商
	元文 3	1738	京都郡の綿実座の権利を草野屋から譲り受けた
4代宗賢	元文 5	1740	登り商売
	延享 2	1745	質屋商
	宝曆 6	1756	酒造商
	明和 4	1767	居家建築
	安永 3	1774	酒屋建、西の蔵、酒屋中の蔵、綿打藏
	安永 7	1778	醤油醸造
	天明 1	1781	醤油藏建
5代宗達	天明 3	1783	大蔵建(4間×9間)
	寛政 1	1789	醤油藏建
			板場商
	寛政 4	1792	酒屋大蔵

	年代	西暦	褒 賞	事 由
6代宗慶 明和8～文化2	寛政 6	1794	苗字帶刀御免	難渋者救済
	享和 1	1801	年始門松	行事御藏組立
	文化 8	1811	5人扶持	家筋大庄屋相談役
	文化 13	1816	10人扶持	(不詳)
7代宗徹 安永8～弘化3	文化 14	1817	子供役格	献金
	文政 1 1	1828	大庄屋格	献金
	文政 1 2	1829	登城許可	献金
	天保 6	1835	7人扶持	献金
	天保 7	1836		札引換所
	天保 9	1838	5人扶持・格式大庄屋	献金
	天保 10	1839	年始熨斗目着用許可 横麻上下着用許可	献金 両替元銀方
	天保 11	1840	裏付袴着用 (銀主扱いとして)	(役目) 献金
	天保 12	1841	京都郡御収納藏本引受方と肩 衣着用許可	
8代宗寿 寛政12 ～文久1	天保 6	1835	子供役	
	天保 7	1836	御菓子箱	献金
	天保 9	1838	格式子供役	
	天保 10	1839	格式大庄屋役	
	天保 11	1840	裏付袴着用許可 銀主扱い	今までの役目分

と藩との関係となつてゐる（第24図）（第46表参照）。

この表から分かるように、飴屋は三代目と四代目（「孝義旗表録」の初代・二代にあたる）で飛躍的に発展を遂げていることが分かる。特に四代目の彦右衛門時代には葛・蠟・鶏卵・米などを集荷し大坂など上方に自家用の舟を使って広域の商い活動をする商人に成長している。多くの倉庫群（蔵）を建てて繁栄を築いた。酒造については、天明八年（一七八八）には領内最高の九〇〇石の持ち株にまで成長した。次の五代目は寛政元年（一七八九）櫨実から生蠟を生産する板場商を始め、各種の蔵を新築・拡張して事業を充実された。

七代目彦右衛門の時、文政十一年（一八二八）京都郡の菜種座、天保十一年（一八四〇）仲津郡の綿実座を担当し、京都郡だけに通用する私札（飴屋札）を発行し、城下町商人に劣らぬほどの活躍をみたが、藩の御用借などの調達などでやがて衰退を招いていった。

② 万屋

万屋は上毛郡宇島の商人で、飴屋とならんで城下町商人を凌ぐほどの繁栄を築いた。万屋は姓を亀安、後に慶応元年（一八六五）に小今井と改称した。特に万屋（小今井）助九郎末広（文化十一年＝一八一四—明治二十年＝一八八七）の時が最盛期であった。先祖は、仲津郡今井村の漁民であったが、やがて正徳年間（一七一一一七一六）に山国川の河口に位置する小祝浦に移住して漁業を営み、助九郎の祖父は同漁村の世話役を務めた。そしてやがて、漁船で下関にいって米穀の売買をするようになったという。

文政の宇島築港を契機に、小祝浦の漁民も移住すると、同家も移住した。助九郎は米穀商や酒造業を営むようになり、天保十一年（一八四〇）には宇島港に建設された上毛郡の郷蔵の御用を務めるようになった。

そして銀札（「宇島引替所」扱いの札）を発行している。

③ その他の在郷商人と「預かり切手」（私札）の発行

⑦仲津郡大橋村の柏屋（本姓柏木）がある。天保十一年の藩札両替準備銀調達に際して三〇〇両を出資した柏屋勘七のことである。同家は信濃国の出身で、大塚を姓にしていた。初代の大塚助右衛門は元和元年（二六一五）に小笠原氏に仕え、二代目の時に母方の柏木の姓に改めた。三代勘八郎直則の元禄年間（二六八八—一七〇四）に、仲津郡大橋村に居住し木蠟商売を手がけ、長崎屋を屋号としていたが、のちに柏屋を称することになったという。天保十四年（一八四三）に柏屋札（銀札）を発行している。

⑧新屋は京都郡行事村の商人で、堤を本姓としている。酒造業・質屋などを営んだ。柏屋と合同で天保十四年に銀札を発行している（柏屋・新屋札）。

⑨築城郡椎田村の商人岩田屋が同じく天保十四年に岩田屋札（銀札）を発行している。同家は井上を本姓とし、当主は官右衛門を通称していたようである。

以上、②、③は永尾正剛著「小倉藩の貨幣事情—藩札と私札—」（北九州歴史博物館『研究紀要』2）を参照した。